

令和4年度第1回高松市自治推進審議会

日 時：令和4年10月11日（火）
Web会議
午前9時30分～11時

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長・副会長の選任
- (2) 高松市自治基本条例の見直し
- (3) その他

3 閉 会

2 議題

(1) 会長及び副会長の選任

2 議題

(2) 高松市自治基本条例の見直し

高松市自治基本条例の見直し

高松市自治基本条例見直しの考え方

【平成24年度の審議会の審議結果】

- 毎年、条例の各条文が、法律の改正や社会の変革等に照らして不都合がないかの確認
- 見直しの必要がある場合は、市から本審議会に対して、条例の見直しについて諮問

【参考】高松市自治基本条例（条例の見直し）

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

今年度の確認結果

条例本文修正の必要性は、**「あり」**

※高松市自治基本条例の修正の必要性は、次のページ参照

高松市自治基本条例の見直し

高松市自治基本条例の修正の必要性

本市は、これまで高松市個人情報保護条例に基づき個人情報保護に努めておりましたが、個人情報保護法の改正に伴い根拠が法へ移行するため条例改正

【参考】

地方自治体における個人情報保護条例：自治体毎に条例を制定（本市は、平成10年3月26日制定）

国：行政機関の保有する個人情報の保護法に関する法律を制定（平成15年5月30日制定）

民間業者：個人情報保護に関する法律等を制定（平成15年5月30日制定）



高松市自治基本条例改正（個人情報の保護 第16条）（案）

変更前：市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報～

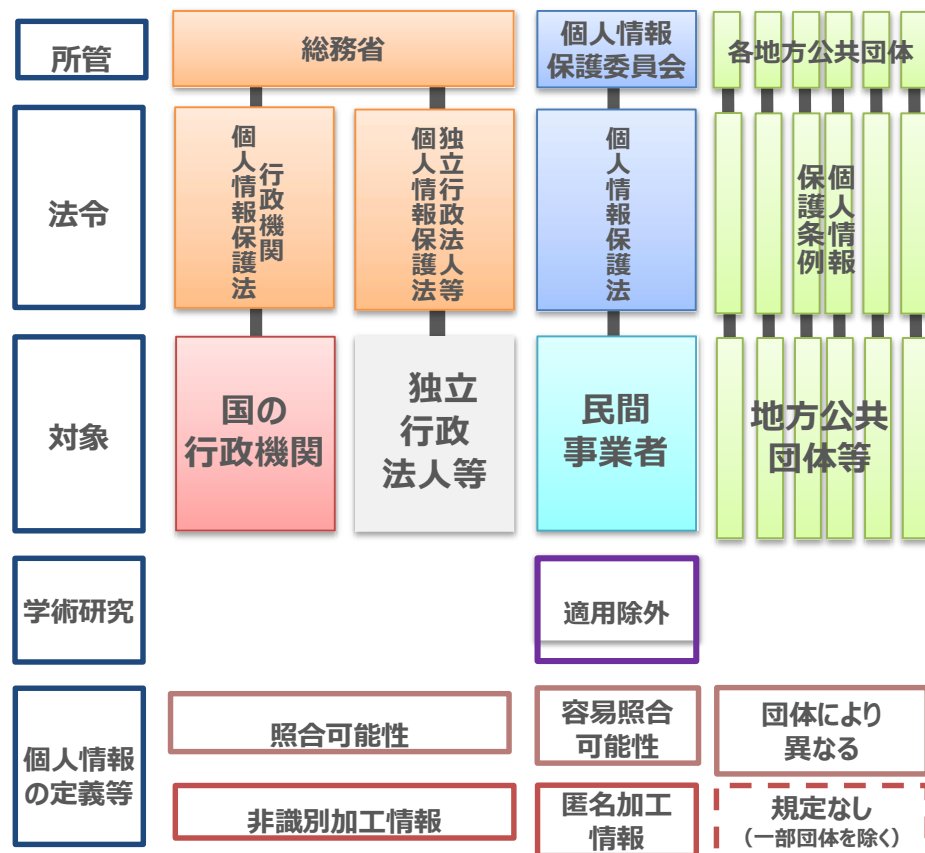
変更後：市は、個人の権利利益を保護するため、~~別に条例で定めるところにより、~~市の保有する個人情報～
※削除

**高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）
の骨子案について**

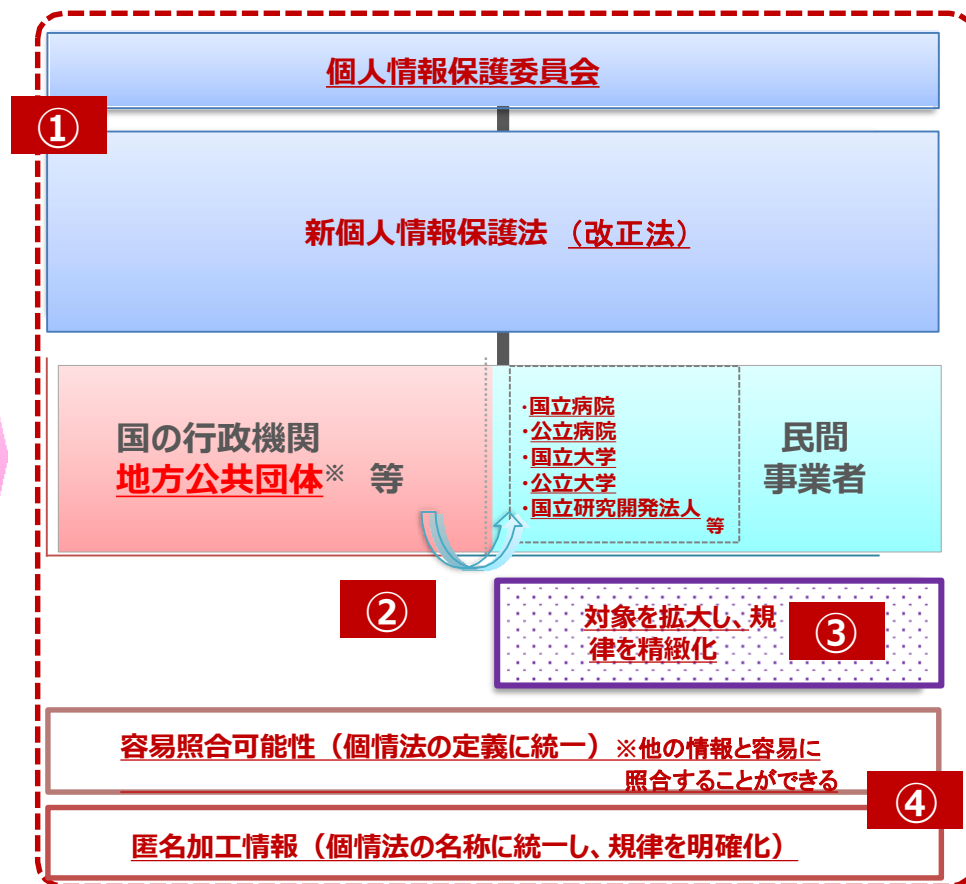
1 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたEUにおける一般データの保護規則の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



2 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

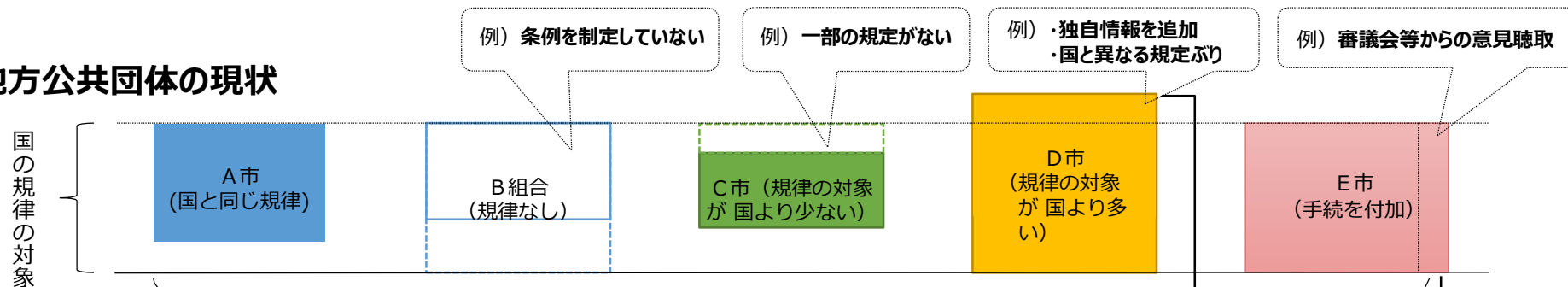
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となり得ること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行

3 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は、国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を去律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、令和5年4月1日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定
例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

4 改正法において、条例に委任されている事項

(1) 条例で定める必要がある事項

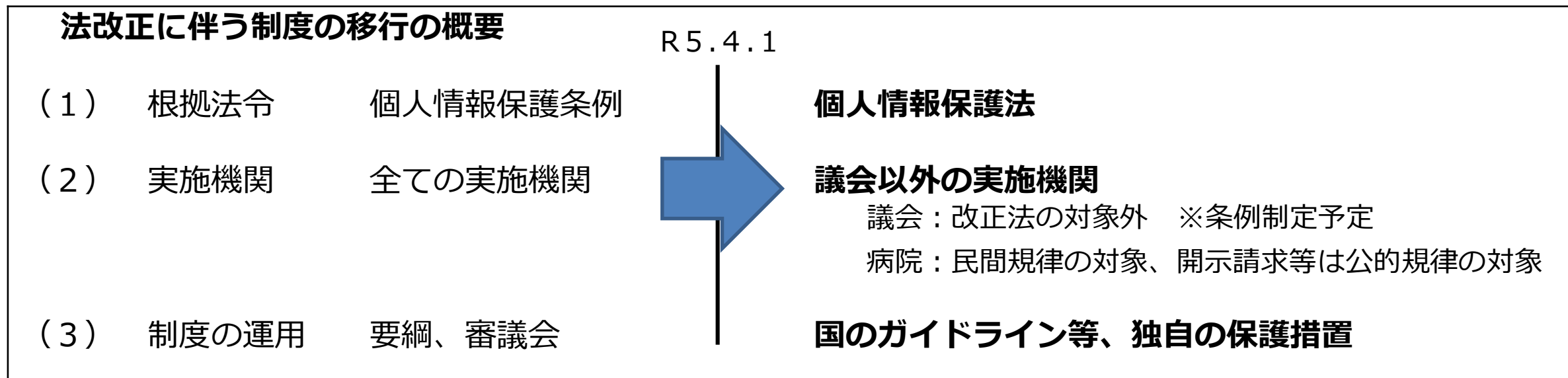
※改正法

- ① 開示請求手数料 (第89条第2項)
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を市と締結する者が納めるべき手数料
(第119条第3項、第4項)

(2) 条例で必要最小限の独自の保護措置として定めることができる事項

- ① 条例要配慮個人情報として保護する情報 (第60条第5項)
- ② 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項 (第75条第5項)
- ③ 情報公開条例との整合性を確保するために開示・不開示とする情報 (第78条第2項)
- ④ 開示請求等の手続の細則 (第107条第2項、第108条)
- ⑤ 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問
(第129条)

5 令和5年4月1日以降の本市の個人情報保護制度の在り方



本市の個人情報保護制度

- ① 改正法、国のガイドライン等に基づき、個人情報の保有・利用・提供等を行うこととなる。
- ② 手数料の額及び開示請求に係る手続などの**必要最小限の独自の保護措置**を条例で定める。



条例制定に当たっての方針

- ① 現行条例を**廃止**するとともに、**法の施行条例**を制定する。
- ② 現行条例の取扱いを実質的に後退させることのないよう、**必要な規定**を定める。

6 法施行条例の骨子案の全体像

第1条 趣旨

第2条 用語

第3条 個人情報ファイル簿の作成及び公表

第4条 開示請求に係る手数料等

第5条 開示請求の手続（請求書の記載事項）

第6条 開示決定等の期限

第7条 開示決定等の期限の特例

第8条 審査会への諮問

第9条 運用状況の公表

第10条 委任

必要最小限の独自の保護措置

条例で定める必要がある事項

必要最小限の独自の保護措置

※条例要配慮個人情報を規定しない理由

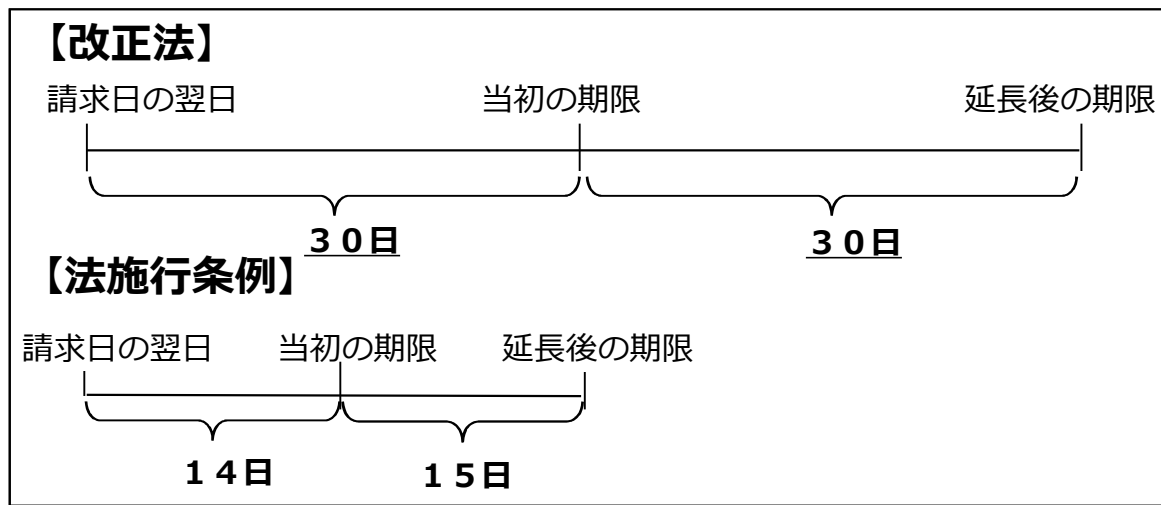
人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、その取扱いに特に配慮を要するものとして、改正法に「要配慮個人情報」が規定されている。

これらとは別の、地域の特性に応じた要配慮個人情報を条例に定めることができるが、本市には該当するものがないため。

(1) 開示決定等の期限等（第6条、第7条）

現行の実施状況により、概ね14日以内での処理が可能であるため、法で規定する日数を短縮し、

現行と同じ日数とする。



※1 起算日の考え方

改正法：「開示請求があった日」の翌日から起算

現行：「開示請求書が提出された日」から起算して

※2 開示請求の対象が著しく大量である場合は、29日を超えて延長することができる。
(条例第7条)

改正法で規定
する日数を短縮
する理由

- ① 現行日数で延長などの実績が極めて少ないこと（5件延長／168件申請件数（令和3年度））
- ② 他市の状況（全中核市62市中、法定どおり（9市）、短縮（46市）、検討中（7市））
- ③ 情報公開条例での公開決定の期限との整合性

(2) 審査会への諮問 (第8条)

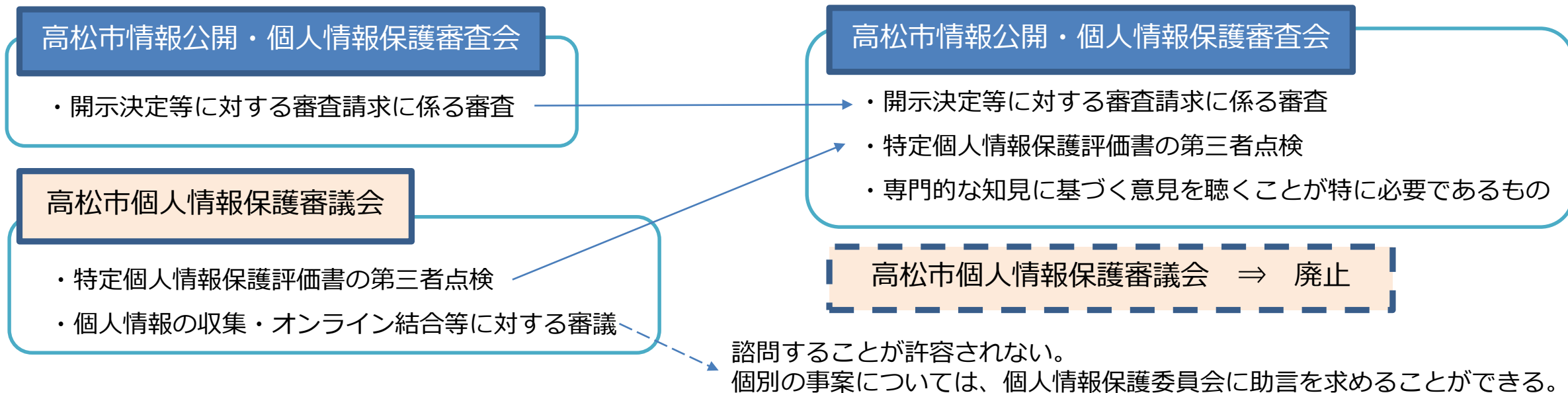
① 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、**高松市情報公開・個人情報保護審査会に諮問**する。

② 附属機関の見直し

改正法では、個人情報の収集などに関して附属機関への諮問を許容しておらず、高松市個人情報保護審議会の担当事務が減少するため、**同審議会を廃止し、高松市情報公開・個人情報保護審査会に審議会機能を持たせる**。

【 現 行 】

【 R5.4.1～ 】



(3) 運用状況の公表 (第9条)

現行どおり、個人情報保護制度の運用状況について、公表を行う。

8 法施行条例の制定に伴う関連条例の一部改正

(1) 高松市情報公開・個人情報保護審査会条例

審議会の機能を持たせるため、設置目的等を改正するもの

(2) 高松市情報公開条例

個人情報保護法及び法施行条例との整合性をとるため、改正するもの

① 非公開情報を追加するもの

改正法の不開示情報に合わせて、情報公開条例の非公開情報を追加するもの

改正法第78条第1項第3号ロ

行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

② 公開決定期限の条文整備

法施行条例の起算日の考え方に合わせ、「請求日を含む15日以内」を「請求日の翌日から14日以内」に改める。

(3) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例

高松市個人情報保護審査会の廃止に伴い、同審査会委員に関する規定を削除するもの

(4) 高松市自治基本条例

「個人情報の保護」において、条例に委任する規定「別に条例で定めるところにより」を削除するもの

9 今後のスケジュール

月 日	内 容
令和4年 9月15日	総務調査会
9月下旬～	パブリックコメント（高松市自治基本条例除く）
12月	12月議会に条例議案を提出
令和5年 1月～3月	関係規則等の整備 庁内への周知、市民への周知
4月1日	改正法、法施行条例の施行